

～技能実習法の施行に伴う旧制度から新制度への移行について～

(※下の図に関する説明は次頁参照)

施行日以後に上陸する技能実習生

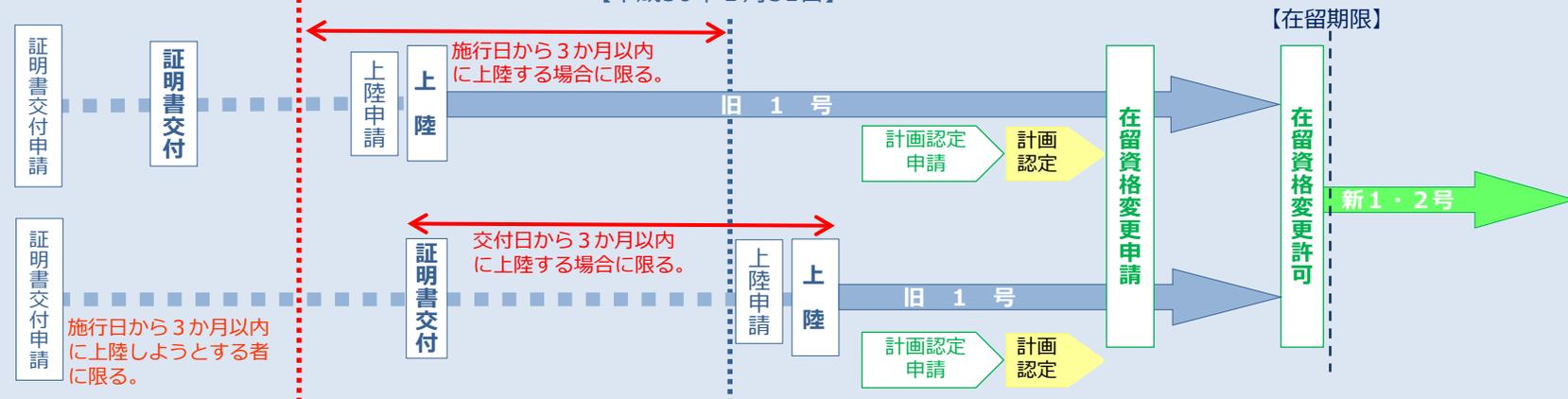
【基本型】

【平成29年11月1日（施行日）】



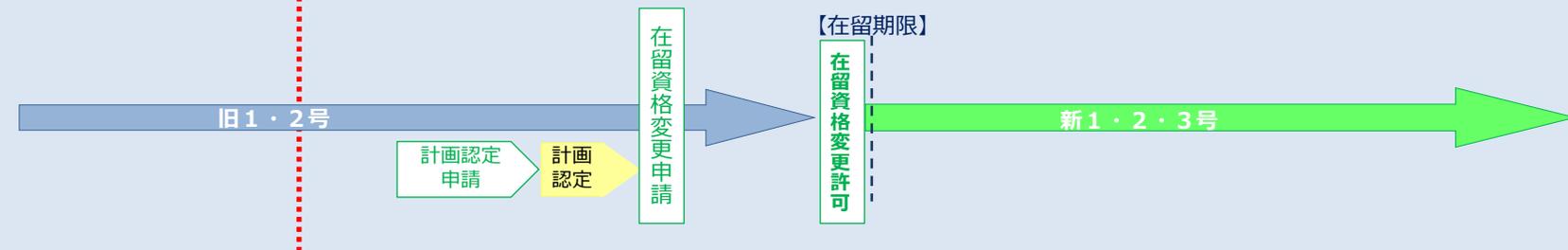
【手続継続型】（施行日前に旧1号の在留資格認定証明書の交付を申請）附則13条3・4項

【平成30年1月31日】



施行日をまたいで在留する技能実習生

【基本型】 附則13条1項本文



【手続継続型】（施行日から3か月以内に期間が満了かつ施行日前に変更・更新を申請）附則13条2項

【平成30年1月31日】



資料別紙

- 図の「新1号」とは、新制度による技能実習1号の在留資格を決定された技能実習生を表し、この者には、技能実習法が適用されます。また、「旧1号」とは、技能実習法の施行前の旧制度による技能実習1号の在留資格を決定された旧技能実習生を表し、この者には、技能実習法は適用されず、旧制度の規定が適用されます。

- 図の【基本型】のとおり、技能実習法は、原則として、同法の施行後に上陸許可又は在留資格変更許可を受けた技能実習生に対して適用されます（施行後に在留期間を更新しようとする場合には、原則として、在留期間の更新ではなく、旧技能実習1号から新技能実習1号、旧技能実習2号から新技能実習2号への在留資格変更許可を受けることとなります。）。
この場合には、上陸や在留資格変更の手続をとる前に、技能実習法に基づく技能実習計画の認定を受ける必要があります。

- ただし、図の【手続継続型】のとおり、施行前に上陸、在留資格変更又は在留期間更新に関する手続が開始された場合には、施行後に上陸、在留資格変更又は在留期間更新の許可がされた場合であっても、一定の範囲内(※)で、その許可に基づく在留中はなお旧制度の規定が適用されます。なお、その後引き続き技能実習を行おうとする場合には、技能実習法に基づく技能実習計画の認定を受けた上で、在留資格変更の申請をする必要があります。その許可を受けたときから、その技能実習生は、技能実習法の適用を受ける技能実習生となります。

(※) 上陸であれば、技能実習法の施行日又は在留資格認定証明書の交付日から3か月以内に上陸する場合に限る。

在留資格変更又は在留期間更新であれば、変更又は更新する前の在留期間満了日が技能実習法の施行日から3か月以内である場合に限る。